

臨時教員等任用に関するQ&A

Q 勤務地はどこになりますか。

A 【高校・特別支援学校】全県が勤務先の候補先となりますが、希望する勤務地については相談に応じます。

【小・中学校】希望する勤務地を所管する教育事務所に、エントリーシートを提出してください。具体的な勤務地については相談に応じます。

Q 任用はいつからですか。

A 教員の欠員が出ている場合は、年間を通じて常時任用があります。

Q 新年度（4月）から任用される場合、どのように任用されますか。

A 【高校・特別支援学校】県教育委員会において、1月～2月にかけて任用に関する確認をさせていただきます。2月～3月にかけて面接を行います。

【小・中学校】各教育事務所にエントリーシートを提出してください。主に2～3月にかけて格教育事務所において、面接を行います。

Q 任用期間はどのようになりますか。

A 欠員補充の臨時的任用の場合は、原則として6月以内の勤務となります。勤務状況が良好な場合は、任期の延長により勤務開始日から最大1年間勤務することが出来ます。また、翌年、改めて引き続き任用する場合があります。病気休職や育児休業の代替の場合は、休職や休業期間に応じた任用期間となります。

Q 給与はいくら位ですか。

A 大学卒業1年目の場合、基本給と諸手当をあわせて22万8千円程度です。（R6.12月現在）
この他、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当等が支払われます。

【モデルケース（中学校講師で任用された場合）】

30歳 扶養親族は子1人、家賃65,000円の借家居住、
自家用車で片道5km通勤、大学卒業後民間会社で8年勤務

○基本給	285,000円程度（教職調整額、義務教育等教員等特別手当含）
○通勤手当	3,400円
○扶養手当	10,000円
○住居手当	27,000円
○合計	325,400円程度

Q ボーナスはどのくらいですか。

A 講師等の前歴がない場合…3月分程度
講師等の前歴がある場合…4.5月分程度

Q 退職金がありますか。

A 勤続6月以上で、勤務実績に応じて支払われます。

Q 有休休暇の取得は可能ですか。

A 任用時の年次休暇は、4月1日から6ヶ月間任用された場合、任用日に10日付与されます。その後、任用期間が延長された場合は、任用期間によって追加付与されます。（年間最大20日間）
それ以外には、病気休暇、介護休暇、特別休暇（結婚：7日以内、産前：6週間（8週間）、産後：8週間、夏季：5日以内など）があります。